浜松市中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成要綱

（趣旨）

第１条　中山間地域においては、訪問系の居宅（介護予防）サービスについて、特別地域加算が行われることから、利用者負担額についても加算相当分が増額されることになる。このため、中山間地域でない地域の住民との負担の均衡を図り、もって本市の中山間地域における介護保険サービスの利用促進を図るため、対象サービスを利用する者に対し予算の範囲内において、対象サービスに係る利用者負担額の一部を助成するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「中山間地域」とは、本市の区域内における厚生労働大臣が定める地域（平成２４年厚生労働省告示第１２０号）に規定する地域をいうものとし、別表に定めるところによる。

２　この要綱において「対象サービス」とは、次の各号に掲げるサービスとする。

(1) 介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第８条第２項に規定する訪問介護

(2) 法第８条第３項に規定する訪問入浴介護

(3) 法第８条第４項に規定する訪問看護

(4) 法第８条第５項に規定する訪問リハビリテーション

(5) 法第８条第６項に規定する居宅療養管理指導

(6) 法第８条第１２項に規定する福祉用具貸与

(7) 法第８条第１５項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(8) 法第８条第１６項に規定する夜間対応型訪問介護

(9) 法第８条第１９項に規定する小規模多機能型居宅介護

(10) 法第８条第２３項に規定する複合型サービス

(11) 法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問入浴介護

(12) 法第８条の２第３項に規定する介護予防訪問看護

(13) 法第８条の２第４項に規定する介護予防訪問リハビリテーション

(14) 法第８条の２第５項に規定する介護予防居宅療養管理指導

(15) 法第８条の２第１０項に規定する介護予防福祉用具貸与

(16) 法第８条の２第１４項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護

(17) 浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第１号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（以下「指定第１号サービス基準」という。）第４条に規定する指定介護予防訪問サービス

(18) 指定第１号サービス基準第４８条に規定する指定生活支援訪問サービス

３　この要綱において「事業者」とは、中山間地域に所在し対象サービスを提供する事業所を運営する法人をいう。

４　この要綱において「利用者負担額」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年厚生省告示第１９号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２６号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２７号）及び浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第１号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱により算定した費用の額（その額が現に当該対象サービスに要した費用の額を超えるときは、現に当該対象サービスに要した費用の額とする。）から、法第４１条第４項に規定する居宅介護サービス費、法第４２条の２に規定する地域密着介護サービス費、法第５３条第２項に規定する介護予防サービス費又は法第１１５条の４５の３第１項に規定する第１号事業支給費の額を控除した額をいう。

（助成の対象者）

第３条　助成の対象者は、本市が行う介護保険の被保険者のうち、事業者から提供される対象サービスを利用する法第４１条第１項に規定する居宅要介護被保険者、法５３条第１項に規定する居宅要支援被保険者又は法第１１５条の４５第１項第１号に規定する居宅要支援被保険者等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1)　介護保険料の滞納による支払方法の変更又は給付額の減額となっている者

(2)　生活保護の被保護者となっている者

（助成額）

第４条　助成の額は、利用者負担額から、特別地域加算を算定しなかった場合の利用者負担額を控除した額とする。ただし、浜松市社会福祉法人等による利用者負担軽減対象確認証交付要綱により社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証の交付を受けた者であって、当該要綱により軽減を受けている場合は、軽減適用後の額を利用者負担額とする。

（助成金の支給の申請）

第５条　助成の対象者は、助成金の支給を受けようとするときは、中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成支給金申請書（第１号様式）を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（助成の対象者と事業者との間における受領委任契約等）

第６条　助成の対象者と事業者は、助成金の支給申請及び受領に関する委任契約（以下「受領委任契約」という。）を締結しなければならない。

２　前項の規定により受領委任契約を締結した事業者は、助成の対象者に対して利用者負担額から助成額を控除した額を、当該助成の対象者に請求するものとする。

３　市長から事業者に対して助成金の支払いがあったときは、当該助成の対象者に対して助成があったものとみなす。

（助成金の請求等）

第７条　前条の規定により助成の対象者との間で受領委任契約を締結した事業者が、利用者負担額から控除した助成金を請求するときは、中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成金請求書（第２号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

(1)対象サービスに係る領収証の写し

(2) その他市長が必要と認める事項を記載した書類

（助成金の交付）

第８条　市長は、前条の規定による請求を受けた場合は、これを審査し、適当と認めたときは、助成金を交付する。

（助成金の返還）

第９条　市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成１７年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

中山間地域の指定対象区域

旧市町村名	指定対象区域
天竜市の一部	熊地区・上阿多古地区・竜川地区 横川地区（968 番地から 1,380 番地までの地域に限る。）
引佐町の一部	旧伊平村地区・旧鎮玉村地区
春野町	全域
佐久間町	全域
水窪町	全域
龍山村	全域

第１号様式（第５条・第６条関係）

年　　月　　日

（あて先）浜松市長

住　所
申請者
氏　名　　印

浜松市中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成金支給申請書
（ 兼 受 領 委 任 契 約 書 ）

浜松市中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成要綱第５条の規定に基づき、下記のとおり助成金の支給を申請します。

なお、助成金の支給申請及び受領に関する権限を下記の受任者に委任します。

１　支給申請額　　円
別紙「浜松市中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成金内訳表個表」のとおり

２　助成対象者氏名等

被保険者番号	
フリガナ	
被保険者氏名	
住　　所	〒
電話番号	（　　）　－

３　受　任　者

住所（所在地）	〒
事業者	
代表者	印

（別紙）

浜松市中山間地域における特別地域加算利用者金負担額助成金内訳表個表

助成対象者名		被保険者番号	
事業所名		対象サービス	

利用月	助成額	利用月	助成額
年　月	円	年　月	円
年　月	円	年　月	円
年　月	円	年　月	円
年　月	円	年　月	円
年　月	円	年　月	円
年　月	円	年　月	円
		計	円

※　月別に領収証の写しを添付してください。

第２号様式（第７条関係）

年　　月　　日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）
請求者　　名称
代表者　　印

浜松市中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成金請求書

浜松市中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成要綱第７条の規定に基づき、
年　　月分から　　年　　月分までの助成金を下記のとおり請求します。

１　請求金額　　円

２　助成対象者等　　別紙「浜松市中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成金内訳表」のとおり

３　助成金口座振替先

金融機関名	銀　行　　営業部 本店 信用金庫　　支店 出張所 農　協
口座種別	普　通　・　当　座　・　その他
口座番号	
口座名義人フリガナ	
口座名義人	

浜松市中山間地域における特別地域加算利用者金負担額助成金内訳表

年　　月分

番号	被保険者番号	氏　　名	助成金額	利用サービス	備　考

合計金額	円